

## 掲示事項(特別養護老人ホームひろせの杜)

### 運営規定の概要

フリガナ	トクベツヨウゴ`ロウジンホームヒロセノリ(ユニットカ`タ)		サービスの種類	介護老人福祉施設(ユニット型)
事業所名	特別養護老人ホームひろせの杜(ユニット型)		事業所番号	1172701987
所在地	サイタマケンサヤマシオオアサ`カミヒロセアザカスミカ`オカ939バン1		フリガナ	カタヒラ ハヤト
	埼玉県狭山市大字上広瀬字霞ヶ丘939番1		施設長	片平 隼人
連絡先	電話番号	04-2936-8244	FAX番号	04-2936-8245
利用定員	110名(1ユニット 11名×10ユニット)			
利用料	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)			
その他の費用	居住費 2,260円 食事代(朝食、昼食、夕食)1,650円			
通常の実施地域	狭山市			
	備考			

### 従業員の勤務体制

職 種	員 数			
	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者	1	0	0	0
介護支援専門員	1	0	1	0
生活相談員	2	0	0	0
看護職員	5	0	4	0
介護職員	38	0	11	0
管理栄養士	1	0	0	0

### 秘密保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

## 利用料その他費用の額

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担額は、原則として次の基本利用料の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

《介護老人福祉施設(ユニット型)》

※狹山市は地域加算対象で1単位10.27円加算となります。

・基本部分・・・ 介護老人福祉施設(ユニット型)1日あたり

要介護状態区分	単位数	地域単価	介護報酬	お客様負担金		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要介護3	815単位	10.27	8,370円	837円	1,674円	2,511円
要介護4	886単位		9,099円	910円	1,820円	2,730円
要介護5	955単位		9,807円	981円	1,962円	2,943円

・加算

加算	単位数	地域単価	介護報酬	お客様負担金		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
看護体制加算Ⅰ口	4単位/日	10.27	41円	5円	9円	13円
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	10.27	123円	13円	17円	25円
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	10.27	205円	21円	41円	62円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月	10.27	514円	52円	103円	154円
療養食加算(対象者のみ)	6単位/回	10.27	62円	6円	13円	19円
初期加算(対象者のみ)	30単位/日	10.27	308円	31円	62円	93円
精神科医師定期的療養指導加算	5単位/日	10.27	51円	5円	11円	16円
外泊時費用(対象者のみ)	256単位/日	10.27	2,629円	253円	506円	758円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日	10.27	62円	6円	13円	19円
安全対策体制加算(入所時)	20単位	10.27	205円	21円	41円	93円
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日	10.27	184円	19円	37円	56円
生産性向上体制加算	10単位/月	10.27	102円	11円	21円	31円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用単位数×0.136					

## 事故発生時の対応

- 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、定める措置を講ずるものとする。
- 事故が発生した場合の対応、定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに当該入所者の家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

**緊急時における対応方法**

- サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合はあらかじめ定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

協力医療機関	所在地	電話番号
医療法人社団清心会 至聖病院	埼玉県狭山市 下奥富字八反目1221	04-2952-1000
医療法人社団湖聖会 ふれあい歯科新河岸	埼玉県川越市砂 915-7	04-9265-7544
一般社団法人楓会 新狭山かえでクリニック	埼玉県狭山市新狭山 3丁目1-1 プラザ新狭山2階	04-2900-6172

**身体拘束に関する事項**

- 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

**福祉サービス第三者評価**

- 2024年度実施なし

**実費**

医療費(往診・受診・薬代)	実費
理美容代	実費
レクリエーション・クラブ活動費	実費
嗜好品	実費
衛生用品	実費
インフルエンザ予防接種	実費
※電気代 (1点あたり)	50円~/日